

○朝来市空家活用促進事業補助金交付要綱

平成18年12月18日

告示第82号

(趣旨)

第1条 この告示は、朝来市空家活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、朝来市補助金等交付規則（令和2年朝来市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、市内に存する空家の改修に要する経費の一部を補助することにより、その有効活用及び良質な住環境の整備を促進し、併せて定住の促進及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条の2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空家 建築後10年以上が経過し、現に居住していない建物で、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

ア 交付申請の日において、居住していない期間がおおむね6箇月以上であるもの。ただし、朝来市空き家バンク実施要綱（平成24年朝来市告示第112号）第2条第3号に規定する空き家バンクに登録している空家については、この限りでない。

イ 同一敷地内に居住する者がいないもの

ウ 賃貸用物件として継続的に管理していないもの

(2) 転入者 交付申請の日において、次のいずれかに該当する者をいう。ただし、転入の日前3年以内に朝来市に住所を有していた者を除く。

ア 転入の日から起算して3年を経過していない者

イ 市に住所を有していないが、補助金交付決定を受けた場合に第9条の規定による完了報告書の提出前に住民登録されている者

(3) 婚姻等による新世帯 交付申請の日において、婚姻の届出日（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合にあっては、これに相当する日として市長が別に定める日）から起算して2年を経過しない者によって構成さ

れる世帯をいう。

(補助対象事業)

第3条 この告示により市が補助することができる事業は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、空家について別表に定める補助対象事業を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 新規取得（購入による取得に限り、相続、贈与その他対価の支払を伴わない場合を除く。）の場合 次のいずれかに該当する者

ア 転入者

イ 婚姻等による新世帯の世帯主

ウ 転入者を構成員とする世帯の世帯主

エ 夫婦（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のいずれかが40歳未満である者

オ 義務教育終了前の子どもを養育する者

(2) 賃貸の場合 前号アからオに掲げる者のいずれかに賃貸する空家の所有者

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする者又はその同一世帯に属する者に市税等市の徴収金に滞納があるときは、補助対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に掲げる補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額とし、70万円を限度とする。この場合において、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を前項の額に加算する。

(1) 補助対象事業の実施に当たり、次のいずれかの者を利用したとき 補助対象経費の総額に10分の1を乗じて得た額（上限額10万円）

ア 市内に事業所を有する法人であって市の法人市民税が課されているもの

イ 市内に事業所を有する個人であって市に住民登録をされているもの

(2) 転入者を構成員とする世帯（単身世帯を含む。）であって、世帯員自らの居住

を目的に補助対象事業を実施するとき 補助対象経費の総額に10分の2を乗じて得た額（上限額20万円）

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の着手前に空家活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請書を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、空家活用促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、前項の決定に際し、条件を付することができる。

（変更申請等）

第8条 前条の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、当該交付決定後にその内容等を変更し、又は交付決定を取り下げようとするときは、空家活用促進事業補助金交付決定変更（取下げ）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更又は取下げを承認したときは、空家活用促進事業補助金交付決定変更（取下げ）承認通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の変更承認に際し、必要な条件を付することができる。

（補助対象事業の完了報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに空家活用促進事業補助金交付対象事業完了報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、交付すべき額を確定し、空家活用促進事業補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、空家活用促進事業補助金請求書（様式第7号）により、補助金を請求するものとする。

(遵守事項)

第12条 補助事業者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 空家を賃貸するとして改修事業に係る補助金を受けたときは、当該家屋を原則として10年以上賃貸住宅として使用すること。
- (2) 空家を購入して改修事業に係る補助金を受けたときは、当該家屋に原則として10年以上自己の居住の用に使用すること。

(交付決定の取消し又は返還)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助事業者に対し、補助金の交付決定を取り消し、交付すべき補助金を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくはその一部を返還させることができる。

- (1) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の処分を決定したときは、空家活用促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

(適用除外)

第14条 市長は、別表に掲げる事業に着手しようとする空家が次の各号のいずれかに該当するときは、この告示による補助金の交付対象としない。

- (1) 朝来市あさご暮らし住宅取得等応援事業補助金交付要綱（平成28年朝来市告示第60号）による補助金の交付を受けているとき。
- (2) 前号以外の制度による補助金等の交付を受けている場合で、着手しようとする事業の内容が当該補助金等の交付に係る内容と同一であるとき。
- (3) 補助対象者の3親等内の親族から取得したもの又は補助対象者の3親等内の親族へ賃貸するものであるとき。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年12月18日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(朝来市空き家活用促進事業実施要綱の廃止)

- 3 朝来市空き家活用促進事業実施要綱（平成17年朝来市告示第157号）は、廃止する。

附 則（平成23年告示第94号）

この告示は、平成23年10月6日から施行する。

附 則（平成24年告示第116号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の第3条、第11条第2号及び別表の規定の適用については、施行の日以降に転入し、又は婚姻等をした者について適用し、施行の日の前日までについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年告示第61号）

この告示は、平成28年4月13日から施行し、改正後の朝来市空き家活用促進事業実施要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成31年告示第61号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第16号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第69号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第10号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年告示第72号）

(施行期日)

- 1 この告示中第1条の規定は令和5年2月9日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の朝来市空家活用促進事業補助金要綱の規定は、令和5年4月1日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の補助金の交付については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

事業	事業の内容	摘要
改修事業	台所改修	改修に伴う備品購入費を除く。
	トイレ改修	
	風呂改修	
	下水道接続	接続に伴う附属建物等の除去及び整地工事並びに浄化槽設置工事を含む。
	上記のほか補助が適当と認められる内部改修	畳替、ふすま及び障子の張替え、ガラスの入替え等の簡易な改修を除く。

様式第1号(第6条関係)

空家活用促進事業補助金交付申請書

年 月 日

朝来市長 様

住所
氏名

(自署されない場合は記名押印してください。)

朝来市空家活用促進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象事業 改修 ・ 除却

2 経費 _____円

3 事業の着手予定年月日 年 月 日
完成予定年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 設計図書(業務内容内訳書)
- (2) 見積書
- (3) 現況写真
- (4) その他()

申請書類及び補助金交付の要件について確認するため、市が住民登録情報及び市税等市の徴収金納付情報の閲覧又は書類の複写を行うことを承認します。

氏名	生年月日

申請者と同一世帯の世帯員のうち、納税義務のある方全員が自署してください。
身体的な理由等により自署ができない方は、記名押印も可とします。

様式第2号(第7条関係)

空家活用促進事業補助金交付(不交付)決定通知書

第 号
年 月 日

様

朝来市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった空家活用促進事業補助金については、
下記のとおり決定したので通知します。

記

決定区分		交付 ・ 不交付	
交付	1 補助対象経費	_____円	
	2 補助金の額	_____円	
	3 補助金の交付条件		
不交付	理由		

様式第3号(第8条関係)

空家活用促進事業補助金交付決定変更(取下げ)承認申請書

年 月 日

朝来市長 様

住所

氏名

(自署されない場合は記名押印してください。)

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた空家活用促進事業補助金について、変更(取下げ)をしたいので、朝来市空家活用促進事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 事業内容及び経費 改修 ・ 除却
_____円

2 事業の着手年月日 年 月 日
完了予定年月日 年 月 日

3 申請内容

(1) 変更

	変更前	変更後
事業内容		
補助対象経費		
完了予定年月日		
その他()		
理由		

(2) 取下げ

理由

4 添付書類

- (1) 見積書
- (2) 現況写真
- (3) その他()

様式第4号(第8条関係)

空家活用促進事業補助金交付決定変更(取下げ)承認通知書

第 号
年 月 日

様

朝来市長 

年 月 日付けで変更(取下げ)申請のあった空家活用促進事業補助金については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 変更

	変更前	変更後
事業内容		
補助対象経費		
完了予定年月日		
その他()		

2 取下げ

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助金

様式第5号(第9条関係)

空家活用促進事業補助金交付対象事業完了報告書

朝来市長 様

住所

氏名

(自署されない場合は記名押印してください。)

年 月 日付け 第 号で決定を受けた空家活用促進事業について、事業が完了したので、朝来市空家活用促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の内容 改修 ・ 除却

2 事業の着手年月日 年 月 日
完了年月日 年 月 日

3 添付書類

(1) 完成写真

(2) 領収書

(3) その他()

様式第6号(第10条関係)

空家活用促進事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

朝来市長 

年 月 日付けで完了報告のあった空家活用促進事業補助金について下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

補助金確定額 _____円

様式第7号(第11条関係)

空家活用促進事業補助金請求書

朝来市長 様

住所
氏名
(自署されない場合は記名押印してください。)

年 月 日付け 第 号で通知のあった空家活用促進事業補助金について、朝来市空家活用促進事業補助金交付要綱第11条の規定により請求します。

記

1 補助金請求額 _____ 円

2 補助金の振込先

ふりがな	
口座名義	
金融機関名(店名)	
預金種別	
口座番号	

様式第8号(第13条関係)

空家活用促進事業補助金交付決定取消通知書

様

朝来市長



年 月 日付け 第 号で確定をした空家活用促進事業補助金については、朝来市空家活用促進事業補助金交付要綱第13条の規定により、当該補助金交付の取消しを決定したので通知します。

なお、同条の規定により下記の期日までに補助金を返還してください。

記

1 取消した事業 改修 ・ 除却

2 補助金額

- ・ 既交付決定額 円
- ・ 取消しに係る金額 円
- ・ 取消後の金額 円

3 返還期限 年 月 日まで

4 取消しの理由

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第 9 条関係)

様式第 6 号 (第10条関係)

様式第 7 号 (第11条関係)

様式第 8 号 (第13条関係)